



# 栃木県公報

令和2（2020）年  
5月29日（金）  
号 外  
第40号

## 目 次

### 規 則

○栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第四十五号

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則（平成十二年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業、<u>中小企業者の行う連携等若しくは中小企業の集積の活性化を支援する事業又は大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業に必要な資金</u>（以下「中小企業高度化等資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付対象事業等)</p> <p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付金の貸付けに係る利率は、<u>年〇・三五パーセントとする。ただし、別表第三に掲げる要件のいずれかに該当するときは、無利子とする。</u></p> <p>4 略</p> <p><b>第十八条</b> 略</p> <p><u>(災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業に必要な資金の貸付け)</u></p> <p><b>第十九条</b> <u>第二条から前条までの規定にかかわらず、大規模な火災、震災その他の災害により被害</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業<u>又は中小企業者の行う連携等若しくは中小企業の集積の活性化を支援する事業</u></p> <p>に必要な資金 （以下「中小企業高度化等資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付対象事業等)</p> <p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付金の貸付けに係る利率は、<u>年一・〇五パーセントとする。ただし、別表第三に掲げる要件のいずれかに該当するときは、無利子とする。</u></p> <p>4 略</p> <p><b>第十八条</b> 略</p>

<p>を受けた中小企業者を支援する事業に必要な資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	
<p>第二十条・第二十一条 略</p>	<p>第十九条・第二十条 略</p>

別表第1の1の項中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」とし、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」とし、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」とし、「第9条第1項」を「第14条第1項」とし、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」と改め、同表第1の1の項中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」とし、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項」を「中小企業等経営強化法第14条第1項」とし、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」と改め、同表第1の1の項中「第2条第1項第1号ロ」を「第3条第1項第1号ロ」と改め、同表第1の1の項中「第2条第1項第1号ハ」を「第3条第1項第1号ハ」とし、「第2条第11号」を「第2条第16号」と改め、同表第1の1の項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」とし、「第2条第1項第2号ロ」を「第3条第1項第2号ロ」とし、「第2条第1項第2号ハ」を「第3条第1項第2号ハ」とし、「第2条第1項第2号ニ」を「第3条第1項第2号ニ」と改め、同表第1の1の項を次のように改める。

5	削除		
---	----	--	--

別表第1の2の項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」とし、「第2条第1項第2号ロ」を「第3条第1項第2号ロ」と改め、同表第1の2の項を次のように改める。

7	削除		
---	----	--	--

別表第1の3の項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」と改め、同表第1の3の項中「第2条第1項第2号ハ」を「第3条第1項第2号ハ」とし、「第2条第1項第2号ニ」を「第3条第1項第2号ニ」とし、「第2条第1項第2号ホ」を「第3条第1項第2号ホ」と改め、同表第1の3の項中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」と改め、同表第1の3の項中「第2条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」と改め、同表第1の3の項中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」と改め、「、同号ロに規定する認定基盤施設計画」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」とし、「同号ニ」を「同号ハ」と改め、同表第1の3の項中「第2条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」と改め、「、同号ロに規定する認定基盤施設計画」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」とし、「第41条第1項」を「第49条第1項」とし、「同号ニ」を「同号ハ」と改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定と傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第2（第2条関係）</b>				<b>別表第2（第2条関係）</b>			
番号	貸付金の種類	貸付金の内容	貸付割合	番号	貸付金の種類	貸付金の内容	貸付割合
略				略			
2	略	<u>別表第1の6の項又は8の項から10の項まで</u> _____に掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする	略	2	略	<u>別表第1の5の項、6の項又は8の項から10の項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする</u>	略

	中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	
略		

	中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	
略		

別表第3(第2条関係)

1・2 略

3 削除

4 略

5 別表第1の1の項から4の項まで、6の項、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

6～8 略

9 削除

10 削除

11～13 略

14 別表第1の6の項又は10の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

15 別表第1の4の項、6の項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高

別表第3(第2条関係)

1・2 略

3 別表第1の7の項に掲げる事業のうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

4 略

5 別表第1の1の項から4の項まで、6の項、7の項、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

6～8 略

9 別表第1の7の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

10 別表第1の5の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

11～13 略

14 別表第1の6の項、7の項又は10の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

15 別表第1の4の項、6の項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高

度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

16 別表第1の1の項又は4の項から10の項までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの  
16の2～19 略

度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

16 別表第1の1の項又は4の項から10の項までに掲げる事業のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの  
16の2～19 略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第1条第三項の規定は、この規則の施行の日以後の貸付けの決定に係る中小企業高度化等資金について適用し、同日前の貸付けの決定に係る中小企業高度化等資金については、なお従前の例による。

(経営支援課)